

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年3月まで

昭和49年11月の入籍以来、私は夫婦二人分の国民年金保険料を納めてきた。昭和63年からは現在の場所で商売を始め、税金と国民年金保険料は、役場から送られてきた納付書に現金を添えて、当時定期的に集金に来ていたA銀行B支店の行員を通して納付した。

税金はともかく、国民年金保険料の納付は休んだ時期もあったが、納付した時も休んだ時も夫婦一緒のはずである。それなのに、申立期間について、妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「入籍後、夫婦二人分の国民年金保険料を納めてきた。納付を休んだ時期もあったが、納付した時も休んだ時も夫婦一緒のはずだ。」と主張しているところ、婚姻後の夫婦の保険料納付記録を見ると、申立期間を除き、納付期間及び未納期間が一致している上、納付時期が確認できる昭和59年4月から平成13年9月までの期間において、おおむね夫婦同一日に納付していたことが確認できることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立期間について、申立人の妻の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、「金融機関の外回りの行員に納付書に現金を添えて預

け、納付した。」と主張しているところ、当該金融機関からは、「お客様の御依頼で、外回りの行員が預金等の集金の際に国民年金保険料を預かり、処理をしている。」旨の回答を得ており、申立人の主張と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年3月までの期間及び55年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から49年3月まで  
② 昭和55年4月から59年3月まで

昭和40年ころに一人で店を開業し、とても忙しくお金に困らない生活をしており、国民年金保険料は、毎月、A村役場で国民年金手帳に印を押してもらった記憶があり、婚姻後も同じだった。昭和59年8月に離婚してからは、二人の子供を育てなければいけなかったので国民年金保険料を納付することができなかったが、申立期間の保険料は一生懸命働きながら納付した。それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、昭和36年1月ころにB市から国民年金手帳記号番号(\*)が払い出され、同年4月から同年11月まで国民年金保険料を納付したことは確認できるが、その後、当該手帳記号番号の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)はC社会保険事務所(当時)で管理され、変更後の住所欄に「D町(39.12.21)」と記載されているものの、所在不明により42年7月1日に不在決定が行われ、昭和40年度の国民年金保険料は時効消滅とされていることが確認できる上、当該手帳記号番号は、平成8年8月7日に、婚姻後の姓に氏名変更及び基礎年金番号に被保険者記録の統合整理を行ったことが確認できることから、申立人は当該手帳記号番号では、国民年金保険料の納付を行っていなかったものと推認される。

また、申立人は、「昭和 39 年から 56 年まで A 村に住んでいた。」と述べているところ、住所履歴により、昭和 43 年 10 月 1 日に A 村を住所と定め、44 年 6 月 \* 日に婚姻して改姓しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、45 年 1 月 13 日に A 村から払い出された国民年金手帳記号番号 (\* ) は旧姓であることが確認でき、53 年の国民年金手帳記号番号払出簿の突合により、当該国民年金手帳記号番号は、事実上、使用されず、払出取消の処理が行われている。

さらに、その後、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人に、昭和 47 年 3 月 15 日以降に A 村から国民年金手帳記号番号 (\* ) を婚姻中の姓で払い出されたことが確認できるが、当該国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間①の大部分は、時効により納付できない上、過年度納付については村役場で納付することはできないことから、申立人の「毎月、村役場で納付した。」という主張とは符合しない。

加えて、申立人は、「婚姻中は私が夫 (当時) の分と一緒に国民年金保険料を納付した。」と述べているところ、前記の申立期間①のうち昭和 47 年 1 月から 49 年 3 月までの期間について、元夫も保険料が未納となっている。

- 2 申立期間②について、これ以前の昭和 49 年 4 月から 55 年 3 月までは、夫婦共に A 村で現年度納付したオンライン記録はあるものの、申立期間②の国民年金保険料は元夫も未納となっている。

また、申立人は、当初、「昭和 56 年に A 村から E 区へ移った。」と述べていたものの、「55 年ころ、夫 (当時) が出稼ぎ先の F 県で病気になり、1 年から 2 年くらい、看護のため付添いをしていた。」と供述を変更しているところ、住所履歴により、56 年 9 月 16 日に A 村から F 県 E 区へ転居していることが確認できる上、申立人は「E 区で国民年金の加入及び納付を行ったことは無い。」としているなど、申立期間の国民年金加入の具体的な手続及び保険料の納付状況が不明である。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (確定申告書、家計簿等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月から61年3月まで  
私の夫が、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたはずなので、未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の夫が、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していた。」と主張しているものの、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和54年4月24日に国民年金の任意加入者として被保険者資格を取得し、56年3月19日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫から聴取したが、「申立期間に係る国民年金保険料納付書の発行元、国民年金保険料額及び納付先金融機関名等についての記憶が無い。」と供述しており、申立期間における保険料の具体的な納付状況を確認することはできなかつた。

さらに、氏名検索を行ったが、申立期間において申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがわれない。

加えて、申立人及び申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで  
ねんきん特別便の年金記録を確認したところ、申立期間が国民年金の資格喪失手続きをしたことがないのに未加入となっていた。  
私の夫が、昭和 49 年 7 月から A 町（現在は、B 市）役場に勤務し、申立期間の国民年金保険料については毎月の給与から差し引かれていた記憶があるので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間が国民年金の資格喪失手続きをしたことがないのに未加入となっていた。」と主張しているものの、A 町国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は昭和 55 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、「私の夫が、昭和 49 年 7 月から A 町役場に勤務し、申立期間の国民年金保険料については毎月の給与から差し引かれていた記憶がある。」と主張しているものの、B 市では、「申立期間当時の給与支払明細書等は保存されておらず、事実の確認ができない。ただし、当時の A 町職員の給与に関する規定によれば、職員の給与から控除することができる中に国民年金保険料は無く、過去においても同様の取扱いをしていた。」と回答している。

さらに、申立人は、「夫の昭和 59 年 4 月から現在までの給与明細書が

見つかり、それを見たが、国民年金保険料を控除する欄が無かった。」と供述している。

加えて、申立人及び申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、昭和58年4月から62年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年4月まで  
② 昭和58年4月から62年5月まで

申立期間①については、国民年金を納めるように通知をもらったので、A区役所の支所又は出張所で免除の申請を行った。

申立期間②については、A区での経験から、B市に帰郷した際に、免除の申請を行い、平成6年ころに国民年金保険料を追納できることを知り、10万円前後の金額を追納した記憶がある。

それにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「国民年金を納めるように通知をもらったので、A区役所の支所又は出張所で免除の申請を行った。」と主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）、B市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年7月1日以降にB市から払い出され、国民年金第1号被保険者資格を同年同月1日に初めて取得していることが確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、被保険者でなかった申立人が申請免除を行うことはできなかったものと考えられる。

また、A区における国民年金手帳記号番号の払出しについて、確認調査を行ったが、申立人の氏名は確認できないなど、申立人に対し、別の

国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、「A区役所の支所又は出張所において申請免除の手続をした。」と主張しているものの、A区では、「この当時、申請免除の受付事務はA区役所の本庁のみで行っていた。」としており、申立人の主張とは符合しない。

申立期間②について、申立人は、「A区での経験から、B市に帰郷した際に、免除の申請手続を行い、平成6年ころに国民年金保険料を追納できることを知り、10万円前後の金額を追納した記憶がある。」と主張しているものの、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びB市の国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和56年4月1日に被保険者資格を喪失し、63年2月9日に再取得していることが確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、被保険者でなかった申立人が免除申請手続を行うことはできず、その後、当該期間に係る国民年金保険料を追納することはできなかったものと考えられる。

申立期間について、申立人から聴取しても、納付したとする金額も当時の追納保険料額とは相違する上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。